

好評につき、
令和9年度まで延長！
加算要件を充実！！

令和8年度

京都安心すまい応援金 (京都市子育て世帯既存住宅取得応援金) 手続きのご案内

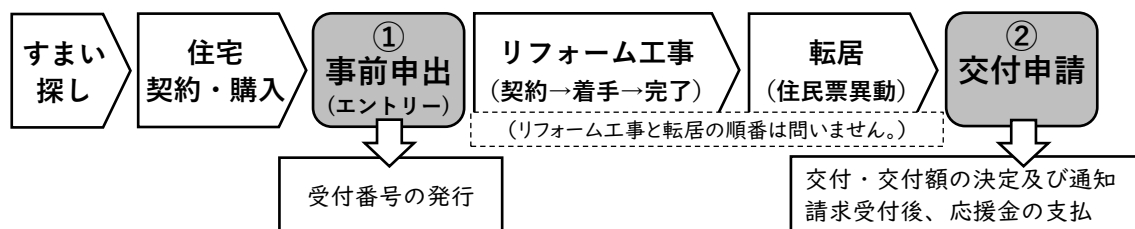


本市への定住・移住の促進及び既存住宅の流通促進を目的に、市内居住のために未就学の子どもがいる子育て世帯が既存住宅を購入する場合に「応援金」を交付します。

1 手続きの流れ

本制度の手続きの流れは以下のとおりです。

【①事前申出（エントリー）】及び【②交付申請】の手続きが必要です。詳細な交付要件や提出書類については、次ページ以降に記載していますので、必ずご確認ください。



※事前申出（エントリー）日以前に、リフォーム工事契約、又は購入された住宅に転居（住民票異動）された場合は、本応援金の交付対象外となります。

※受付番号は、提出書類の確認後、後日改めて通知します。なお、事前申出（エントリー）自体は、事前申出（エントリー）日時点で有効です。

※連携金融機関（住宅金融支援機構、京都信用金庫）の住宅ローンをご利用で、本応援金の利用証明書を金融機関に提出する必要がある方は、上図にかかわらず、住宅契約・購入前に事前申出（エントリー）を行ってください。

※事前申出（エントリー）をされていても、交付申請の内容により応援金の全部又は一部の交付が認められない場合があります。

2 受付期間

① 事前申出（エントリー）

令和8年4月1日（水）から **令和9年3月31日（水）** まで

② 交付申請

令和8年4月1日（水）から **令和9年12月31日（金）** まで

※令和7年度に事前申出（エントリー）をされた方は、令和8年12月31日（木）までに交付申請を行ってください。

3 手続き方法

受付は原則オンライン（提出書類については、郵送・持参も可）で行います。

※オンラインでの申請が難しい場合は、窓口（お問合せ先）までご相談ください。

【事前申出・交付申請はこちらから】

<https://miyakoanshinsumai.com/kosodatesumai/>



3 ページの【用語の定義】も併せてご確認ください。



4 応援金の対象となる世帯（交付対象世帯）

応援金の対象となる世帯は、以下の①～⑦を全て満たす世帯です。

①	事前申出日時時点で、未就学児と申請者（未就学児の親）を含む世帯員（以下「世帯構成員」という。）で構成されていること。
②	世帯構成員全員が、市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号から第4号までに規定する普通税及び同条第6項第1号に規定する目的税並びにこれらに係る延滞金及び督促手数料をいう。）を滞納していないこと。
③	世帯構成員全員が、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
④	世帯構成員全員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していない者であること。
⑤	世帯構成員全員が、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
⑥	転居後5年以上継続して、交付対象住宅を世帯の生活の本拠として使用する意思を有していること。
⑦	地域活動（京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第2号に規定する地域活動をいう。）に積極的に参加する意思を有していること。

5 交付要件

- (1) 申請者又は申請者とその配偶者が共同で、以下の要件の全てを満たす既存住宅（交付対象住宅）を購入



①	当該年度から5年前の年度の3月31日以前に建築された、京都市内に存する住宅であること。 ※令和8年度の事前申出（エントリー）の場合、令和4年3月31日までに建築されたもの
②	売買契約の額（交付対象住宅に係る土地の売買契約額を含むことができる。）が500万円（税抜き）以上であること。 <u>※売買契約日から1年以内に事前申出（エントリー）が必要です。</u>



- (2) 以下の要件の全てを満たすリフォーム工事の実施

①	事前申出日以降に申請者又はその配偶者が契約し、交付申請日までに完了する工事であること。
②	工事施工者が、本市の区域内に本店又は主たる事務所を置いている者（個人の事業者を含む。）であること。

- (3) その他、以下の要件を満たすこと

①	売買契約日から事前申出日までの間、世帯構成員が交付対象住宅を居住地として住民登録をしていないこと。
②	交付申請日において、世帯構成員全員が交付対象住宅に転居し、生活の本拠としていること。
③	交付申請日において、交付対象住宅に係る所有権が申請者を含む名義であること。

【用語の定義】

住宅	一戸建ての住宅、長屋建て住宅の住戸又は共同住宅の住戸 ※店舗等の用途を兼ねる住宅を含む。
リフォーム工事	住環境の改善のために行う工事 ※外構工事を除く。
京町家等	建築基準法の規定が適用されるに至った際（昭和25年11月23日）、現に存し、又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であった木造の建築物
管理計画認定 マンション	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の5に規定する通知を受けた管理者等が管理を行うマンション ※ 京すまいの情報ひろば 又は （公財）マンション管理センター の   HPから確認できます。
未就学児	当該年度から6年前の年度の4月2日以降に生まれた子ども又は出産予定の子ども ※令和8年度の事前申出（エントリー）の場合、令和2年4月2日以降に生まれた子ども
転居	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を、居住地への住所に異動すること
生活の本拠	住民票登録、居住及び生活の実態、公的書類の記載状況、他の不動産の利用状況その他の事実及び程度を総合的に勘案し、社会通念上、その世帯の生活が継続的に営まれていると認められる住宅をいう。 ▲ 別荘、セカンドハウスは対象外です。 ▲ 世帯が生活の本拠を置きながら運営する、住宅宿泊事業法上の「家主居住型」のみを対象とします。なお、同法上の「家主不在型」は居住実態に関わらず対象外です。

6 応援金の交付額

(1) 基本額

100万円

(2) 加算額

以下のいずれかの項目に該当するときは、各項目につき50万円の加算を行います。

ただし、加算額は最大100万円とします。

①	事前申出日時時点で、子ども（出産予定の子どもを含む。）が2人以上いる場合
②	事前申出日時時点で、子ども（出産予定の子どもを含む。）が3人以上いる場合
③	事前申出日時時点で、本市外に1年以上継続して居住している場合
④	交付対象住宅が京町家等又は管理計画認定マンションの場合

※子どもが3人以上いる場合は、①、②の両方を満たします。

※事前申出日後に変更が生じた場合でも、交付申請前に変更の申出を行うことで、加算額を変更できます。ただし、③を除きます。

※令和7年度に事前申出（エントリー）された方は、令和7年度に加算項目が適用されます。

7 交付後の要件

応援金の交付を受けた日から起算して5年を経過する日より前に以下の事項に該当した場合、応援金（加算金を含む）の返還の対象となります。特にやむを得ないと認める場合は返還対象とならないことがありますので、必ず事前にご連絡ください。

- ・ 交付対象住宅を世帯の生活の本拠として使用しなくなった場合
- ・ 交付対象住宅を譲渡した場合

例えば、以下の場合は返還対象となりますのでご注意ください。

- ▲ 住宅を売却して転居した場合
- ▲ 生活の本拠とすることなく、賃貸住宅として貸し出した場合
- ▲ 生活の本拠とすることなく、家主不在型の民泊として使用した場合

8 提出書類

- 書類の提出方法は、①データアップロード、②郵送又は持参のいずれかが選択できます。

①データアップロードの場合：

データアップロードは、受付フォーム内で行っていただきますので、事前に必要なデータをご用意ください。

データ形式はPDF又はJPEG（いずれもzipに圧縮可能、ファイルサイズは10MB以内）とし、文字や画像が鮮明に判読できるようにしてください。不鮮明な場合は、再提出をお願いすることがあります。

※一部の項目には、追加のアップロード欄を設けています（最大5つまで、1ファイル5MB以内）。

②郵送又は持参の場合：

受付フォームで申請完了後、提出書類確認シートを添えて、2週間以内（郵送の場合は必着）に窓口（お問合せ先）までにご提出ください。

提出書類の確認は、到着後に行います。そのため、データアップロードの場合と比較して、受付番号の発行や交付決定までにお時間をいただくことがあります。

※書類の提出だけでは手続きは完了しません。必ず、受付フォームより必要事項をご申請いただいたうえで、書類をご提出ください。

- 提出書類は、必要な内容が記載されたページ全体の写しとしてください。
※記載部分のみの接写・切り抜きは不可
- 提出書類は返却しません。また、申請内容の確認のため、追加で書類等を求める場合があります。

【受付フォームについて】

- ◎ 本応援金の申請は、京都市が利用するオンライン申請プラットフォーム「Graffer スマート申請」を利用しています。
- ◎ 利用にあたって、アカウント登録していただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。
- ◎ 申請後にシステムから自動的にメールが送付されます。
 - ・ドメイン指定受信を設定されている方は「@graffer.jp」を受信できるよう指定してください。
 - ・使用されているメールによっては、迷惑メールとして受信する場合があります。お手数ですが、「迷惑メールフォルダ」や「ゴミ箱」に振り分けられていないか適宜ご確認ください。
 - ・交付申請の際にも同じシステムからの申請となるため、作成したアカウントのID・パスワードの保管をお願いします。



① 事前申出（エントリー）時

※ ▲マークは、不備による差戻しが多い注意点です。今一度ご確認ください。

★：必須 ○：該当する場合		提出書類
★	①	交付対象住宅に係る土地・建物売買契約書の写し 売買契約日、不動産の内容、売買価格、売主・買主及び仲介の場合は宅地建物取引業者の押印がある部分をご提出ください。 ※契約者は申出者（エントリーを行った者）であること
★	②	交付対象住宅の建築年月日が確認できる書類の写し （例）登記事項証明書、売買契約に係る重要事項説明書、建物の検査済証 等 ※重要事項説明書を提出される場合は、売主又は不動産事業者の社名の記載がある部分及び建築年月日が確認できる部分を提出すること
★	③	交付対象住宅の所在地が確認できる地図 （例）住宅地図 等 ※地図上の建物部分を着色する等、位置が分かるようにしてください。
★	④	世帯構成員全員の住民票の写し（交付対象住宅への転居前） 交付対象住宅への転居前の住民票をご提出ください。 事前申出前に交付対象住宅へ転居している場合は、交付対象外となります。 ▲ ※発行日から3ヶ月以内のもの ※続柄の記載が必要 ▲ ※個人番号は不要（記載があった場合は、見えないようにすること） ※住所が市外であり、かつ、居住期間が1年未満である場合は、その期間を含む過去1年間の住所が確認できる書類（住民票の除票、戸籍の附票等）の写しをご提出ください。 ▲ ※土地・建物売買契約日以降に住民票を異動されている場合は、当該契約日までの住所が確認できる書類（住民票の除票、戸籍の附票等）の写しをご提出ください。
○	⑤	母子健康手帳の写し（出産予定の子どもがいる場合） ※発行元、交付日及び交付番号、子の親の氏名、分娩予定日が確認できる部分 ただし、不要な個人情報は隠すことができます。 ▲

【連携する金融機関について】

本応援金をご利用いただくことで、以下の金融機関が提供する住宅ローン商品において優遇を受けられる場合があります。

- ・住宅金融支援機構（【フラット35】地域連携型）
- ・京都信用金庫（借入期間の延長）



金融機関の優遇措置を利用するためには、京都市が発行する証明書を金融機関にご提出いただく必要があります。金融機関から証明書の提出が求められた際は、必ず、住宅の売買契約・購入前に所定のフォームから事前申出（エントリー）をしてください。

※この際、売買契約書に代えて、交付対象住宅が確認できる書類の写し（重要事項説明書、登記事項証明書、物件のパフレット等）をご提出ください。

※**売買契約後に売買契約書の写しの提出が必要**です。

※売買契約後に事前申出（エントリー）される場合は、売買契約書をご提出ください。

② 交付申請時

※令和8年度から、誓約・同意事項及び請求書の内容を、電子申請の項目に移行しました。それに伴い、当該書類自体の提出は不要です。

※▲マークは、不備による差戻しが多い注意点です。今一度ご確認ください。

★：必須		提出書類
★	①	<p>交付対象住宅に係る土地及び建物の登記事項証明書の写し</p> <p>全部事項証明書又は現在事項証明書、若しくは登記情報提供サービスによる不動産登記情報（全部事項）の写しをご提出ください。</p> <p>※所有権移転後のもの ※全ページ提出すること ※売買契約書に記載されている全ての地番分を提出すること ※登記完了証は不可 ▲ ※交付対象世帯以外との共同名義であり、登記において交付対象世帯の支払額が確認できない場合は、領収書等の支払額が確認できる書類を提出してください。 ▲ ※建物のみでの売買の場合も、定期借地権等の土地の権利関係を確認しますので、土地の分も含めてご提出ください。</p>
★	②	<p>交付対象住宅に係るリフォーム工事請負契約書の写し</p> <p>注文者、請負人、契約日、契約額、工事場所が確認できる部分をご提出ください。</p> <p>※「注文書・請書」や「発注書・受注書」でも可。注文書のみなど、片方の書類のみは不可 ▲</p> <p>※契約日が事前申出（エントリー）日以降であること ※契約相手方が、交付申請のリフォーム工事施工者と一致していること</p>
★	③	<p>②のリフォーム工事に係る領収書の写し</p> <p>※リフォーム工事施工者の名称の記載があるもの ※振込証明書や利用明細票は不可 ▲</p>
★	④	<p>リフォーム工事の着手前及び完了後の状況を示す写真</p> <p>※着手前と完了後は同じ場所であるかが分かるよう、背景を含め同じ方向から撮影すること ※郵送・持参の場合は、A4の用紙などに貼りつけ、工事前・後が分かるようにすること ※代表箇所の写真で構いません。事例として使用させていただく場合がありますので、リフォーム全体の雰囲気が確認できる写真が望ましいです。</p>
★	⑤	<p>世帯構成員全員の住民票の写し（交付対象住宅への転居後）</p> <p>※発行日から3ヶ月以内のもの ※続柄の記載が必要 ▲ ※個人番号は不要（記載があった場合は、見えないようにすること）</p>

重要（必ずお読みください）

- ◎ この応援金は、世帯に対して交付するものです。同一世帯に属する方が応援金を複数回申請することはできません。
- ◎ 申出内容を変更する又は取り下げる場合は、手続きが必要です。
- ◎ 他の補助金と併用される場合は、それぞれ申請のタイミングが異なりますので、ご注意ください。
- ◎ 応援金は一時所得に相当しますが、「国庫補助金等の総収入金額不算入（所得税法第42条）」の適用を受けることができます。本規定の適用によって、応援金は総収入金額に不算入とすることができ、課税されません。（確定申告において所定の手続きが必要です。）

（参考）国税庁ホームページ（国庫補助金等を受け取ったとき）：

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2202.htm>



国税相談専用ダイヤル（ナビダイヤル）：0570-00-5901

また、交付を受けた住宅について住宅ローン減税の適用を受ける場合、住宅の取得等の対価の額から応援金の額を差し引く必要があります。

- ◎ 不動産の所有者が変更された場合の「移転登記」、相続による所有権移転の「相続登記」（令和6年4月1日から義務化）は、不動産に関する権利関係を明確にする重要な手続きです。詳細については、司法書士等の専門家にご相談ください。

【お問合せ先】京（みやこ）安心すまいセンター

電話

075-744-1670
（午前9時30分から午後5時まで）

休館日

水曜日・第3火曜日・祝日及び年末年始

住所

〒600-8127
京都市下京区西木屋町通上ノロ上る梅湊町83番地
の1（河原町五条下る東側）
「ひと・まち交流館 京都」地下1階
【バス】市バス4、7、205号系統「河原町正面」下車
【電車】京阪電鉄「清水五条」下車 徒歩8分
地下鉄烏丸線「五条」下車 徒歩10分



京安心すまいセンターは、京都市住宅供給公社が運営しています。

（更新履歴）

令和8年4月1日

Ver.8-1

令和8年度版に更新